

昭和38年度事業

(予定)

I 職業紹介部

(1) 求人開拓

約500件(会社、工場、事業所)を目標に、書面による依頼、連絡協議会組織等を通じ、求人運営を円滑にし、就労の増大をはかる。

(2) 就労あつせんと職業紹介

1日平均 950(名)×360(日)=342,000(名)

就労あつせんから、漸次に職業紹介に移行する。

(3) 常用化促進

約50名以上を目標に、常用定職化をはかり、これを奨励する主旨で、常用化される者には、その常用第一ヶ月の生計援助費と仕度金を貸与する。

(4) 身元保証100名。常用或いは常用的直行する者で、雇用主が保証を求めたものに対し、調査検討の上これを行う。金銭的補償は必要の場合が生じた時は一定限度を設けて、これを行う。

II 生活職業相談部

(5) 生活向上促進	300件
(6) 職業相談(月600)×12ヶ月	7,200件
(7) 家庭相談(月100)×12	1,200件
(8) 身上相談(月200)×12	2,400件
(9) 事故相談(月50)×12	600件

III 厚生部

(10) 医療現場(軽微)処置(月600)×12	7,200件
医療病院(重症)処置(月20)×12	240件
(11) 生活援助(貸付)(月100)×12	1,200件
(12) 理髪援助(月40)×12	480件
(13) 冬季あふれ緊急援助 70名×10日	700件
(14) 軽費宿泊 25名×30(日)×12	9,200件
(15) 娯楽設備	
(イ) 図書利用 50名×30(日)×12	18,000件
(ロ) 将棋と囲碁 50名×30(日)×12	18,000件

財団法人 西成労働福祉センター寄附行為

第1章 総則

則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人西成労働福祉センターと称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を大阪市西成区東入船町23番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、職業の不安定な者が多数居住している特定の地域における労働者の職業の安定を図るとともに、これらの者の福祉の増進に努め、もって労働者の生活の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 労働大臣の許可を得て行なう無料の職業紹介事業
- (2) 職業に関する相談及び指導
- (3) 宿泊所の設置運営その他労働者のための福利厚生事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 別紙財産目録に記載された財産

- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 補助金及び寄附金
- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 前条第1号の財産のうち、別紙財産目録の基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 前項の基本財産は、これを処分することができない。ただしやむを得ない理由があるときは、その一部にかぎり、理事の3分の2以上の同意を得て処分することができる。

4 運用財産は、基本財産の元本以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会の議決によって定める。

2 資産のうち現金は、銀行又は郵便官署に預け入れる等の方法により、適正に保管しなければならない。

(経費の支弁)

第8条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(特別会計)

第9条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第10条 この法人の予算は、理事長がこれを作成し、毎会計年度

開始前までに理事会の議決を経なければならない。

(決算)

第11条 この法人の決算は、理事長がこれを作成し、毎会計年度終了後すみやかに、年度末財産目録とともに監事の監査及び理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第3章 役員

(役員の数等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 専務理事 1 名
- (3) 理事 20名以内(理事長及び専務理事である理事を含む。)
- (4) 監事 5名以内

2 理事及び監事は、理事会において選任する。

3 理事長は、理事の互選とする。

4 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了後も後任者が選任されるまで、引き続きそ

の職務を行う。

(役員 の 職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、この法人の事務を総理する。

2 理事長に事故あるときは、専務理事がその職務を行なう。

3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の事務を処理する。

4 専務理事に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した他の理事がその職務を行なう。

5 理事は、理事会を組織し、この法人の事務の執行を密議決定する。

6 監事は、民法第59条の職務を行なう。

第4章 理 事 会

(招 集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事の2分の1以上又は監事から文書により会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

(議事及び議決)

第17条 理事会は、理事長が議長となる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数によつて決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(表決権の委任)

第18条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができな

い理事は、他の理事に表決権を委任することができる。この場合において、表決権を委任した理事は、前条第2項及び第3項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(権 限)

第19条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 歳入歳出予算をもつて定めるもののほか、あらたに義務を負担し、又は権利を喪失すべき事項

(2) 事業計画

(3) その他理事長が必要と認めた事項

2 理事会は、軽易な事項については、その処理を理事長に一任することができる。

第5章 事務局及び職員

(事 務 局)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び職員若干名を置き、理事長がこれを任免する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第21条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事の3分の2以上の同意を得、かつ、労働大臣の認可を得なければならない。

(解 散)

第22条 この法人は、理事の3分の2以上の同意を得なければ、

解散することができない。

- 2 この法人が解散した場合の残余財産は、理事の3分の2以上の同意を得、かつ、労働大臣の許可を得て、類似の目的を有する事業を行なう者に、これを寄附するものとする。

第7章 雑 則

(施行細則)

- 第23条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人設立の日から施行する。
- 2 この法人の昭和37年度の歳入歳出予算は、第10条の規定にかかわらず、別紙予算書のとおりする。
- 3 この法人設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、この法人設立の日に始まり、昭和38年3月31日に終るものとする。
- 4 この法人設立当初の役員は、第13条第2項から第4項までの規定にかかわらず、次のとおりとする。
(別項9頁に記載したので省略、ただし銭高輝之氏はその後
に就任した。)
- 5 前項の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、昭和39年3月31日までとする。

運 営 要 綱

本財団の事業は、設立の主旨によつて、特定地域の労働者の就労あつ旋を基本とする。

したがつて労働大臣の許可を得て、無料職業紹介事業を行ない、これを中心として職業の相談、指導を実施する。

しかし釜ヶ崎の特殊性は、単純一元的職業紹介だけでは、目的を達成することが困難なので就労にともなう諸種の厚生援助事業もあわせて実施する。

けれども本財団は社会福祉事業団体でないから、直接の施与の事業は行なわない。あくまでも対象を勤労者として、労働精神の高揚を植えつけ、就労を正常化し、一般社会に合流せしめることに主眼をおく。

1. 基 本 方 針

- (1) 地域労働者を正規のルートである公共職業安定所に求職登録させるよう指導、勧奨する。
- (2) 公共職業安定所による紹介を希望しない労働者に対しては、直接職業紹介を行なう。
- (3) 極力常用化、定職化をはかる。
- (4) 地域労働者の不良環境の浄化と福祉の増進および不良環境からの転出をはかる。

2. 事 業

I 職業紹介事業

- (1) 職業相談と就職指導
- (2) 公共職業安定所への紹介
- (3) 職業紹介
- (4) 職業訓練所へのあつ旋
- (5) 身元保証の実施

II 生活職業相談事業

- (6) 生活職業相談
- (7) 援産のあつ旋
- (8) 就職支度援助
- (9) 住民登録の勧奨と世話
- (10) 生活向上の啓発
- (11) 生活破たん者の更生相談と身のふりかたのあつ旋・職業相談

III 厚生事業

- (12) 一時宿泊施設の設置
- (13) 生活援助のあつ旋
- (14) 軽費診療
- (15) 娯楽室、図書室の設置
- (16) 各種厚生事業の実施

IV 組織活動の事業

上記の諸事業を総合的に進行させるため、必要に応じ次の組織体を構成する

- (17) 就労相談協力委員会
- (18) 生活相談協力委員会
- (19) 運営委員会
- (20) 調査委員会

3. 組 織

I 理 事 会

II 事 務 局

事務局長 松 尾 純 雄

(1) 総務部 人事、経理、施設の管理、
調査統計、各種委員会の組織その他庶務
に関する事項

部 長 小 川 礼 二

職 員 大 瀬 誠

黒 岩 律 次

人 見 貞 三

中 崎 隆 夫

太 田 信 江

池 田 万 鯉 生

池 田 和 美

(2) 職業紹介部 一般職業紹介、日雇職業紹
介、身許保証、雇用促進およびこれに関
連する事項

部 長 郡 昇 作

職 員 今 村 清 吉

池 永 寅 雄

今 島 孝 道

三 塚 武 男

高 田 満

橋 本 正 宣

正 信 晃

釈 智 徳

佐々木 五 郎

宇 野 稔

細 川 順 正

(3) 生活職業相談部 生活職業相談、就労仕
度援助、生活の指導と啓発、生活相談協
力員の組織等の事項

部 長 (兼) 松 尾 純 雄

職 員 (兼) 今 村 清 吉

高 田 満

黒 岩 律 次

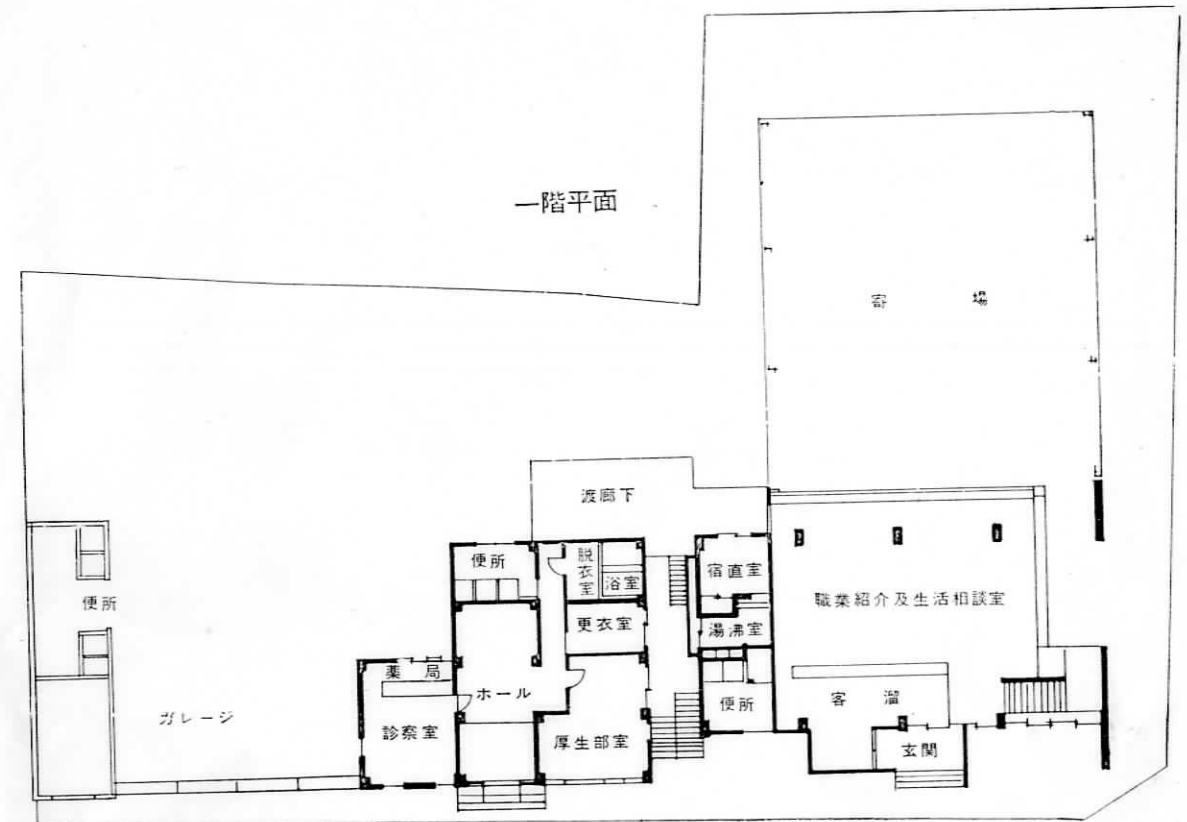
(4) 厚生部 労働者の厚生、厚生施設の
維持管理、同利用および委託業者の監督
指導に関する事項

部 長 三 森 千 男

職 員 高 木 千 代 吉

山 口 清 子

西成労働福祉センター 敷地、建物の見とり図



昭和38年4月20日 印刷

昭和38年5月10日 発行

(非売)

発行所 大阪市西成区東入船町23番地

財団法人 西成労働福祉センター

電話 631-6,000・632-2,400・641-1,490

編集発行人 松 尾 純 雄

西成地域 日雇労働者

の
就労と福祉のために

創設と事業の概要

財団法人 西成労働福祉センター